

# きたしん創業貸付 I ・ II ・ III

平成31年4月1日現在

商品名	創業貸付 I (創業関連保証)、創業貸付 II (創業等関連保証)、創業貸付 III (再挑戦支援保証)
-----	--

	きたしん創業貸付 I (創業関連保証)	きたしん創業貸付 II (創業等関連保証)	きたしん創業貸付 III (再挑戦支援保証)
ご利用の対象となる方	<p>1. 「中小企業」に該当する次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有する方。</p> <p>①事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する方。</p> <p>②事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方。</p> <p>2. 「中小企業」に該当する次の創業者であって、事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない方。</p> <p>①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方。</p> <p>②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方。</p>	<p>1. 「中小企業」に該当する次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有する方。</p> <p>①事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する方。</p> <p>②事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方。</p> <p>③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有する方。</p> <p>2. 「中小企業」に該当する次の新規中小企業の方。</p> <p>①事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人の方。</p> <p>②設立の日以後の期間が5年未満の会社。</p>	<p>以下に掲げる要件を満たし、次の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に再挑戦支援保証の申込みをされた方</p> <p>1. 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する方。</p> <p>2. 事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方。</p> <p>3. 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない方。</p> <p>4. 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方。</p> <p>&lt;1～4の該当条件①②のいずれか&gt;</p> <p>①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する方。</p> <p>②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった方。</p>
お使いみち	・事業資金(運転資金および設備資金)とします。		
ご融資限度額	<p>・1,000万円。</p> <p>・「きたしん創業貸付 III」との併用も可能としますが、限度額は合算で1,000万円です。</p>	<p>・1,500万円。</p> <p>※個人の方は1,500万円、かつ自己資金を限度額とします。</p>	<p>・1,000万円。</p> <p>・「きたしん創業貸付 I」との併用も可能としますが、限度額は合算で1,000万円です。</p>
	・「きたしん創業貸付 I ・ II ・ III」を全て併用する場合の限度額は合算で2,500万円です。		
ご利用期間	<p>・10年以内(うち据置期間1年以内を含む)</p> <p>・道の制度を利用される場合は、制度取扱期間と致します。</p>		<p>・10年以内(うち据置期間1年以内を含む)</p>
ご融資利率	<p>・当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>・道の制度を利用される場合は、制度取扱利率と致します。</p>		<p>・当金庫所定の利率を適用させていただきます。</p>
ご返済方法	・証書貸付とし、元金均等償還または元利均等償還と致します。		

保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全て北海道信用保証協会の保証付とします。(別途保証料が必要です)</li> <li>・ 法人の場合は、代表者を保証人と致します。</li> </ul>
苦情処理 措置紛争 解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ（9時～17時、電話：0164-22-1216）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）でも苦情等のお申し出を受け付けています。くわしくは、上記総務グループへご相談ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター、並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、並びに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申し出ください。 また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。</li> </ul>